

令和7年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和7年3月3日10時開会（開議）

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 1号	令和7年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 4	議案第 2号	令和7年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 5	議案第 3号	令和7年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 6	議案第 4号	令和7年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 7	議案第 5号	令和7年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 8	議案第 6号	令和7年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第 9	議案第 7号	令和7年度大竹市水道事業会計予算	
第10	議案第 8号	令和7年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第11	議案第 9号	令和7年度大竹市下水道事業会計予算	
第12	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	
第13	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
第14	議案第10号	大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	即 決
第15	議案第11号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第16	報告第 1号	専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）	報 告
第17	議案第14号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について	生活環境付託 (一 括)
第18	議案第30号	工事施行協定の締結について	生活環境付託
第19	議案第33号	大竹市駐車場の指定管理者の指定について	生活環境付託
第20	議案第35号	市道路線の廃止及び認定について	生活環境付託
第21	認 第 1号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第7号））	即 決
第22	議案第36号	令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）	総務文教付託 (一 括)
第23	議案第37号	令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	生活環境付託
第24	議案第38号	令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第4号）	生活環境付託
第25	議案第39号	令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正	生活環境付託

	予算 (第3号)		
第26	議案第12号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理について	総務文教付託
第27	議案第13号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関 係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及 び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法 等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理について	総務文教付託
第28	議案第15号	大竹市議会政務活動費の交付に関する条例の一 部改正について	即 決
第29	議案第16号	大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第30	議案第17号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正 について	総務文教付託
第31	議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に ついて	総務文教付託
第32	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	総務文教付託
第33	議案第32号	大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定に ついて	総務文教付託
第34	議案第18号	大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正 について	生活環境付託
第35	議案第19号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託
第36	議案第20号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部改 正について	生活環境付託
第37	議案第21号	大竹市子ども医療費助成条例の一部改正につい て	生活環境付託
第38	議案第22号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第39	議案第23号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について	生活環境付託
第40	議案第24号	大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守す べき基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託
第41	議案第25号	大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正 について	生活環境付託
第42	議案第29号	介護報酬返還金に係る債権の放棄について	生活環境付託

第43	議案第26号	大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第44	議案第27号	大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について	総務文教付託 (一括)
第45	議案第34号	大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について	
第46	議案第40号	令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算(第2号)	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1号から日程第15 議案第11号(説明・継続・質疑・表決)
- 日程第16 報告第 1号から日程第20 議案第35号(報告・説明・質疑・付託)
- 日程第21 認 第 1号から日程第25 議案第39号(説明・表決・付託)
- 日程第26 議案第12号から日程第33 議案第32号(説明・討論・表決・付託)
- 日程第34 議案第18号(説明・付託)
- 日程第35 議案第19号から日程第42 議案第29号(説明・付託)
- 日程第43 議案第26号(説明・付託)
- 日程第44 議案第27号から日程第45 議案第34号(説明・付託)
- 日程第46 議案第40号(説明・付託)

○出席議員(15人)

1番	北地 範久	2番	中野 友博
3番	豊川 和也	4番	山代 英資
5番	岡 和明	6番	小出 哲義
7番	末広 天佑	8番	藤川 和弘
9番	中川 智之	10番	小田上 尚典
11番	西村 一啓	12番	山崎 年一
13番	日域 究	14番	細川 雅子
15番	寺岡 公章		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山 欣郎
副	市長	太田 勲男
教	育長	小西 啓二
総	務部長	三原 尚美
市	民生活部長	佐伯 和規
健康福祉部長兼福祉事務所長		中村 一誠
建設部長		山本 茂広

上 下 水 道 局 長
消 防 長 兼 予 防 課 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
参 事 兼 土 木 課 長

古 賀 正 則
小 田 明 博
柿 本 剛
三 井 佳 和
中 司 和 彦

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
丸 小 真

会期決定について

令和7年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。	
令和7年3月3日提出	
大竹市議会議長 北地 範久	
自 令和7年3月 3日	23日間
至 令和7年3月25日	

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 3	月	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託） ・散会
			総務文教委員会	付託案件審査
4	火	休 会	生活環境委員会	付託案件審査 10時～
5	水		基地周辺対策特別委員会 小方まちづくり特別委員会 議会のあり方調査研究特別委員会	10時～
6	木			
7	金			※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式
8	土			
9	日			
10	月	本会議		・一般質問及び総括質疑 （予算特別委員会設置・付託） ・一般議案委員長報告（表決）
11	火	予備日	予算特別委員会	正副委員長互選
12	水	休 会		
13	木		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
14	金		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
15	土			
16	日			
17	月		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
18	火		予算特別委員会（予備日）	
19	水			※市内小学校（大竹、小方、玖波）卒業式
20	木			（春分の日）
21	金			
22	土			
23	日			
24	月			
25	火	本会議		・予算議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開会

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、さきの議員全員協議会におきまして概要を説明いたしましたように、令和7年度当初予算案を御提案させていただきます。

令和7年度予算は、先人の皆様が築き上げてこられたこの大竹のまちを次の世代によりよい形で引き継ぐことができますよう、積み残した課題の解決に向けた集大成の1年にしたいという思いで編成をいたしました。

県内トップクラスの子育て支援や魅力的なまちづくりのための未来への投資、持続可能な行政運営のための公共施設の再編等、安全・安心のためのインフラ等老朽化対策、直面する担い手不足対策に重点的に取り組んでまいります。今後とも事業の実施に当たりましては、将来世代に過度な負担を残さないよう留意しながら、先を見据え、着実に進めてまいります。

それでは、このたび御提案いたします議案でございますが、令和7年度当初予算案をはじめ、専決処分の報告について、専決処分の承認を求めることについて、人権擁護委員候補者の推薦について、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、一般会計などの補正予算案、条例の一部改正及び廃止について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、介護報酬返還金に係る債権の放棄について、工事施工協定の締結について、指定管理者の指定について、市道路線の廃止及び認定についてなど、合わせて44案件でございます。これらの案件につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては何とぞ慎重に御審議をいただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（北地範久） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番、藤川和弘議員、9番、中川智之議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（北地範久） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、会期は23日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第15〔一括上程〕

議案第 1号 令和7年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 令和7年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 令和7年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 4号 令和7年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 5号 令和7年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 6号 令和7年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 7号 令和7年度大竹市水道事業会計予算

議案第 8号 令和7年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第 9号 令和7年度大竹市下水道事業会計予算

諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第10号 大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

議案第11号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（北地範久） 日程第3、議案第1号令和7年度大竹市一般会計予算から、日程第15、議案第11号教育委員会委員の任命の同意についてに至る13件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 令和7年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と新年度の主な施策について説明をさせていただき、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和7年度予算は、先人の皆様が築き上げてこられたこの大竹のまちを次の世代によりよい形で引き継ぐことができますよう、積み残した課題の解決に向けた集大成の1年にしたいという思いで編成をいたしました。

私は就任以来一貫して、完成までに多くの費用と時間を要する大きな事業であっても、諦めず、30年、50年かけても一步一步前進してやり遂げることが大切だと申し上げてまいりました。

就任以前からの懸案事項でありました大竹駅周辺整備事業は、東西駅前広場が都市計画決定されてから半世紀以上をかけ、いよいよ令和7年度、西口広場の完成をもって完了いたします。まちの東西を結ぶ自由通路も完成し、広島県の西の玄関口として多くの方に利

用され続けると信じております。長年にわたり一步一步積み重ねてきた成果が、東洋経済新報社の全都市住みよさランキング広島県内1位という結果に表れているものだと思っております。

しかしながら、まだまだ課題もございます。人口減少や少子化、遊休地となっている旧小方小・中学校跡地の活用、インフラ施設を含む公共施設の老朽化、公共的なサービスの担い手不足などがございます。これらに対応するため、令和7年度は県内トップクラスの子育て支援のほか、魅力なまちづくりのための未来への投資、持続可能な行政運営のための公共施設の再編等、安全・安心のためのインフラ等老朽化対策、直面する担い手不足対策に重点的に取り組んでまいります。

これらの事業を盛り込んだ令和7年度当初の一般会計の歳入歳出予算案の総額は、195億8,944万円でございます。義務的経費や普通建設事業費の増加などにより、前年比14.9%の増加で、過去最大規模となっております。

この予算規模の前提となる歳入の見込みでございます。

国の令和7年度地方財政計画では、地方税や地方交付税などの一般財源総額は、前年度を1.1兆円上回る63.8兆円が確保されています。本市におきましても、市税や地方交付税などの増により、一般財源総額は増加を見込んでおります。一方で、中期的な財政見通しでは、近年の普通建設事業費の増加に伴う市債発行額の増加により、令和7年度以降、公債費は増加傾向に転じる見込みです。引き続き、大規模な建設事業には国・県の補助金などを活用しながら市債の発行を抑制し、将来世代に過度な負担を残さないような行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

それでは、一般会計の主な事業につきまして、5つの重点施策ごとに幾つかの事業を説明いたします。

まず、重点施策の1点目、県内トップクラスの子育て支援を実現するための事業です。

学校給食費支援事業やおむつ等宅配事業などに引き続き取り組むほか、こども医療費助成事業を拡充します。令和7年10月から、1日500円までの自己負担を撤廃することで子供の医療費を完全無償化します。

2点目、魅力的なまちづくりのための未来への投資です。

小方地区まちづくり関連事業では、小方新駅の設置に向けた調査・検討をはじめ、小方中学校跡地の活用として道の駅の基本構想・基本計画を策定します。

また、小方小・中学校跡地周辺の道路計画の検討や道路改良を進めるほか、晴海臨海公園の改良整備に取り組むなど、小方地区のまちづくり基本構想に沿ったまちづくりを推進します。

3点目、持続可能な行政運営のための公共施設の再編です。

玖波地域交流施設整備事業では、玖波公民館を周辺の公共施設の機能を統合した施設として新たに整備するため、建設工事に着手します。

また、市立保育所等整備事業では、保育所の再編計画に基づき再編した大竹保育所の改修を引き続き行います。

4点目、安全・安心のためのインフラ等老朽化対策では、橋りょう長寿命化事業や道

路・橋りょう改良事業などにより、インフラ施設の計画的な点検・補修・改良を行います。最後に5点目、直面する担い手不足対策です。

市内の介護・福祉分野における人材の確保・定着を図るため、介護・福祉分野の研修費用や資格取得費用の一部を補助する制度を創設するほか、地域公共交通の運行を担う運転士を確保するため、個人または交通事業者に対して第二種運転免許取得費用の一部を補助する制度を創設します。

次に、公営企業会計を除く特別会計は、5会計の合計で71億8,075万2,000円と、前年度比で7.5%の減となっております。国民健康保険特別会計では、県全体で保険事業を推進する中で、本市では生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き特定健診やがん検診などを受診する方の自己負担額を無料にします。

介護保険特別会計では、大竹市第9期介護保険事業計画に基づき介護保険サービス提供体制の充実を図っていくとともに、高齢者が住み慣れた地域で長く自立した日常生活を送れますよう、健康づくり事業や日常生活支援総合事業など、介護予防の取組を推進します。

最後に、地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の公営企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、支出予定総額を10億6,965万5,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、配水管改良事業に加え防鹿水源地及び三ツ石調整池の電気・機械設備の更新などを予定しているものでございます。

続きまして、工業用水道事業会計でございますが、支出予定総額を8億5,244万5,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、防鹿水源地の電気設備の更新などを予定しているものでございます。

最後に、下水道事業会計でございますが、支出予定総額を22億1,732万7,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、下水処理場の機械設備の更新や、し尿前処理施設の機械電気設備工事のほか、下水道施設の維持管理効率を向上させるため、官民連携手法でございますウォーターPPPの導入検討などを予定しているものでございます。

人口減少や物価高騰、近年頻発する大規模災害など、行政運営に当たりましては厳しい状況が続くことも予想されますが、その中でも市民の皆様が夢や希望を持てますよう、将来を見据えて今やるべきこと、やれることを取り組んでまいります。

以上、誠に簡単ではございますが、当初予算の概略の説明とさせていただきます。

続きまして、諮問第1号、諮問第2号、議案第10号及び議案第11号につきまして、一括して説明を申し上げます。

諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由の御説明を申し上げます。

諮問第1号及び諮問第2号は、令和7年6月30日で現在の任期が満了となります人権擁護委員2名を、引き続き候補者として法務大臣に推薦しようとするものでございます。

推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものでございます。

それでは、順に説明いたします。

諮問第1号、池上宏氏でございます。池上氏は長年教育者として活動され、また令和元年10月から大竹市選挙管理委員会委員補充員として名簿登録され、令和3年7月からは大竹市教育委員会外部評価専門委員として活動されています。人権擁護委員としては令和4年7月から活動しておられますが、任期満了に当たり、池上氏が引き続き適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第2号、土坂マチ子氏でございます。土坂氏は平成28年12月から民生委員・児童委員として活動され、社会奉仕の精神を持って常に住民の立場に立って個人の人格を尊重し、生活に係るあらゆる相談に応じ、助言や必要な援助を行っておられます。

人権擁護委員としては令和4年7月から活動しておられますが、任期満了に当たり土坂氏が引き続き適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

以上、諮問第1号及び諮問第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように、固定資産評価審査委員会は地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。この委員のうち、見島芳行氏が令和7年3月31日をもって任期満了となります。

見島氏は平成31年4月1日から固定資産評価審査委員会委員としてその職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。このたび、この委員のうち中田美穂氏が、本人から3月31日付で辞職したい旨、申出がありましたので、その後任として山田洋子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

山田氏は、平成2年3月に現社名三菱ケミカル株式会社広島事業所に入社され、現在も勤務しておられます。また、平成29年度、平成30年度には大竹市立小方小学校PTA会長、平成30年度から令和3年度までは広島県PTA連合会副会長を、令和2年度、令和3年度には公益社団法人日本PTA全国協議会副会長を務められるなど、人格、識見ともに優れ、教育行政に携わる者として申し分ない方であると考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

以上、諮問第1号、諮問第2号、議案第10号及び議案第11号の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北地範久） お諮りいたします。

ただいま議題となっております本13件のうち、令和7年度各会計予算9件につきましてはこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、令和7年度各会計予算9件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。続きまして、諮問第1号から議案第11号に至る4件について、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

14番、細川雅子議員。

○14番（細川雅子） 議案第11号教育委員会委員の任命の同意についての御提案について、少しお尋ねさせていただきます。

これについては、2年前の教育委員会委員の選任に関しても同様の質疑をさせていただきました。選任に当たっての市長のお考えを再度確認させていただきたく、あえて質疑させていただいたこととなりますが、発言の機会をいただいた議長には感謝いたします。ありがとうございます。

さて、教育委員会制度には3つの重要な意義があると聞いております。第1に、教育行政における中立性・安定性・継続性の確保。第2に、地域住民の多様な意向の反映。第3に、生涯教育など教育行政の一体的な推進。この3点でございます。

これらの意義を実現するためには、教育委員の選任に際して、年齢・職業・男女比・お住まいの地域など、多様な視点からバランスよく人選することが非常に重要だと言われております。これによって、教育委員会がより幅広い視点を持って地域の教育の発展に寄与することができるのだと思っております。

このたびの市長からの御提案でございますが、性別・年齢・職業、また、ただいま御紹介いただきましたPTAなどにおける活動など、御提案いただいた方が教育委員になっていただくことでより幅広い教育委員会活動ができるものと思っておりますので、この方がふさわしいと考えますが、いま一度選任に当たって、教育委員の構成についてのお考えと、このたびの人事について特に注意した点などございましたら、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） それでは私から、教育委員の要件について説明をさせていただきます。

今の議員御発言のとおりでございますけれども、教育委員の要件につきましては、地方教育行政法に定められております。おっしゃいましたように、委員の年齢・性別・職業等に偏りが無いよう配慮すると、それから、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないというふうに規定をされております。

このような点を満たすことができるように、学校教育活動や社会教育活動に理解や経験があり、PTA活動や地域活動などの実績を踏まえて、人格や地域性を考慮した上で総合的に判断し、人選がなされております。また、市内在住者を中心に人選をするということも大切なことかと思っております。

教育委員の選任につきましては、大竹市が置かれた状況の中で法の求める要件を満たせるように、また法の求める要件に最大限近づけるように努力をして人選することが大切にされるべきというふうに考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 細川議員。

○14番（細川雅子） ありがとうございます。

この場であえて質疑させていただいたのは、今後の大竹市の教育行政にとって大変大事な人選だと思ったゆえでございますので、今後とも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本4件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は、異議なしの旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議なしの旨答申することに決しました。

諮問第2号を採決いたします。

本件は、異議なしの旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は異議なしの旨答申することに決しました。

続いて、議案第10号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第11号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第16～日程第20〔一括上程〕

報告第1号 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）

議案第14号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を
改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について

議案第30号 工事施行協定の締結について

議案第33号 大竹市駐車場の指定管理者の指定について

議案第35号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（北地範久） 日程第16、報告第1号専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）から、日程第20、議案第35号市道路線の廃止及び認定についてに至る5件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 報告第1号、議案第14号、議案第30号、議案第33号及び議案第35号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、報告第1号専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、市道玖波29号線上で発生した物損事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年12月27日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

初めに、事故の概要について御説明いたします。

令和6年11月11日午後6時40分頃、玖波字唐船浜164番1地先の市道玖波29号線上において、車両が通行していたところ、道路表層舗装面が剥離してできた陥没部分に右前輪タイヤが落下し、損傷したものでございます。

次に、事故による損害額ですが、事故による相手方の損害額は2万3,830円ですが、保険会社の算定に基づき、過失割合について市の損失を6割としたので、市の損害賠償額は、1万4,298円となります。

相手方は報告議案に記載の方であり、市の道路管理に瑕疵があったため損害賠償するものでございます。

賠償金の支払いにつきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会から、相手方に対し直接支払われております。

なお、事故が発生した道路陥没部分につきましては既に補修措置を行っております。

今後とも事故の未然防止のため、一層のパトロールの強化並びに管理の徹底を図り、万全を期す所存でございます。

続きまして、議案第14号高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について、御説明申し上げます。

高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する施行令の一部を改正する政令が令和6年6月21日に公布され、劇場等の客席に関する規定が追加されました。令和7年6月1日から同法令は施行されます。この改正に伴いまして、関係条例で引用している高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の条項が条ずれすることから、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第30号工事施工協定の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、山陽本線玖波・大竹間城山陸橋補修の施工に関する協定につきまして、負担金額が1億5,000万円を超える工事の完成を目的とする協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

協定の相手は西日本旅客鉄道株式会社で、市の負担金額は3億5,979万円でございます。

工事の概要でございますが、城山陸橋の老朽化に伴う工事で、舗装の塗り替えや補修を行うものでございます。

工事につきましては、施工箇所が鉄道に隣接しており、専門的な技術的判断が必要なこと、さらに鉄道利用者であるJR貨物鉄道との調整が必要となることから、当該鉄道管理者である西日本旅客鉄道株式会社が施工いたします。施工期間は令和7年度から令和9年度を予定しております。

続きまして、議案第33号大竹市駐車場の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

令和6年10月1日に供用開始しました大竹駅東口送迎用駐車場及び今年4月1日に供用開始予定の大竹駅西口送迎用駐車場につきましては、令和6年6月の定例市議会において議決をいただきました大竹市駐車場設置及び管理条例第11条において、指定管理者に管理を行わせることができる旨を規定しております。

本議案は、当該指定管理者にアマノマネジメントサービス株式会社を指定することについて議会の承認をいただきたく、御提案させていただくものでございます。

この業者は、大竹駅東口送迎用駐車場の現在の指定管理者であります。また、その他にも広く駐車場の管理を行っており、近隣の公営駐車場では広島市市営駐車場の管理実績を有するなど、駐車場管理のノウハウを十分に有しております。さらに、現在大竹駅東口送迎用駐車場に設置している機器及び大竹駅西口送迎用駐車場に設置するアマノ株式会社製の駐車場機器のメンテナンスを実施している業者でございます。

駐車場の管理を指定管理者に委託することで、利用者からの問合せに関して24時間体制での対応を可能とし、迅速で、より細やかなサービスの提供ができるようになります。このようなことから、アマノマネジメントサービス株式会社を指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとしております。

続きまして、議案第35号市道路線の廃止及び認定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの市道路線の廃止及び認定は、大きく2つの要因によるものでございます。

1つ目は、岩国・大竹道路の事業によるものでございます。この事業に伴い、市道の一部が事業用地に取り込まれること等により、市道の短縮による起終点の変更、つけ替えによる道路位置の変更等が起こることにより、道路の廃止及び認定を行う必要が生じたものでございます。

2つ目は、岩国市との管理区分協議の結果によるものでございまして、栗谷町沖ノ窪にございます岩国市と大竹市の境界をまたいで建設された橋梁、栄橋につきまして、これまで大竹市は県境から広島側を市道として認定しておりましたが、岩国市との管理区分協議の結果、今後は岩国市が一括して橋梁の維持管理を行うことになりましたので、大竹市としての市道の廃止を行うものでございます。

以上のことから、5路線を廃止し、5路線を新たに認定するものでございます。

廃止する路線は補足資料1に記載しておりますが、飛石黒川線、小方10号線、小方13号線、御園1号線、資料2に記載しております沖ノ窪1号線、以上、5路線でございます。

このうち、飛石黒川線、小方10号線、小方13号線、御園1号線の4路線は、岩国・大竹道路事業に伴い起終点の変更する等によるものであり、沖ノ窪1号線は岩国市との管理区分協議の結果でございます。

次に、認定する路線ですが、補足資料の3に記載しております。飛石小方線、小方黒川線、小方10号線、御園1号線、御園11号線の5路線でございます。

このうち、飛石小方線、小方黒川線は旧飛石黒川線の一部を、小方10号線は旧小方10号線の一部を、御園1号線は旧御園1号線を、それぞれ市道として再認定するものでございます。

また、御園11号線は旧御園1号線の一部区間の代替道路として広島国道事務所が整備した道路を新たに市道として認定するものでございます。

以上、報告第1号、議案第14号、議案第30号、議案第33号及び議案第35号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

3番、豊川和也議員。

○3番（豊川和也） よろしく申し上げます。

1件、確認なんですけれども、この事故によってけがはなかったかどうかの確認だけさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（北地範久） 建設部参事。

○参事兼土木課長（中司和彦） 事故ですけれども、市道玖波29号線、これは玖波8丁目の団地の山陽道を挟んで山側、側道部分になりますけれども、そこで発生をしました。アスファルトに20センチメートル角くらいの舗装剥離があり、通行しておりました自動車の右

前輪タイヤが舗装剥離していた部分でパンクをしたというものでございまして、運転手の方等にけが等はありませんでした。

事故発生後、今回の舗装剥離部分を含め、周辺の路面が悪い部分の路面補修を行っております。

○議長（北地範久） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議案となっております本5件のうち、報告第1号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第14号から議案第35号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21～日程第25〔一括上程〕

認 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第7号））

議案第36号 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

議案第37号 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第38号 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第39号 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（北地範久） 日程第21、認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第7号））から日程第25、議案第39号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第7号））及び議案第36号から議案第39号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、5ページからの認第1号につきまして御説明申し上げます。

国の方針に基づき、物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯に対して速やかに給付金の支給を行うため、その予算措置が必要となりました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年12月27日付で専決処分したものでございます。御承認をお願い申し上げます。

専決した補正予算は、歳入歳出予算の総額に1億4,723万2,000円を追加し、予算総額を190億7,391万5,000円としたものでございます。

内容といたしましては、個人住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円の給付金を支給するほか、このたびの給付対象世帯で18歳以下の子供が扶養されている場合は、子供

1人当たり2万円の加算給付金を支給するための経費を計上したものでございます。

続いて、137ページからの議案第36号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億6,885万7,000円を追加し、予算総額を193億4,277万2,000円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、150ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、2億8,649万8,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を1億9,105万7,000円、公共交通活性化基金積立金を2,566万2,000円計上するほか、国・県支出金の前年度精算金として国庫補助金等返還金を6,977万9,000円計上するものでございます。

第3款民生費は、3,602万7,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、障害者福祉サービス給付費などの扶助費を、執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第4款衛生費は、3,322万5,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種負担金を執行見込みに合わせて3,700万円減額するほか、予防接種健康被害給付費を377万5,000円計上するものでございます。

第8款土木費は、2,438万1,000円を減額するものでございます。主な内容といたしましては、空母艦載機交付金事業を執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第9款消費費は、393万8,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、国の補正予算に計上された新しい地域経済・生活環境創生交付金を財源として、避難所の生活環境を改善するための備品等の購入費を計上するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、147ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第1款市税は、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税の増が見込まれるため、2億3,780万円を増額するものでございます。

第10款地方交付税は、国の補正予算に伴う追加交付決定があったため、普通交付税を6,042万5,000円増額するものでございます。

第14款国庫支出金、第15款県支出金、第20款諸収入は、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて、それぞれ補正予算措置するものでございます。

第21款市債は、臨時財政対策債を発行可能額に合わせて減額するものでございます。

140ページの第2表継続費の補正は、城山陸橋橋りょう補修事業について3億6,100万円の継続費を追加するほか、晴海臨海公園整備事業について、執行見込みに合わせて総額を変更するものでございます。

141ページの第3表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

142ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため入札などを事前に

実施する必要があるものや、複数年の契約をするものについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

144ページの第5表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上が、議案第36号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。

続きまして、153ページからの議案第37号令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、債務負担行為の変更のみの補正を予定しているところでございます。今後の業務に備えるため、令和6年度中に契約する必要があるものについて、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

続きまして、155ページからの議案第38号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ546万4,000円を追加し、予算総額を29億5,887万8,000円にするとともに、債務負担行為の補正を予定しているものでございます。

内容といたしましては、地域支援事業費を執行見込みに合わせて計上し、歳入として地域支援事業国県交付金及び基金繰入金を計上するものでございます。

第2表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため令和6年度中に契約する必要があるものについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

続きまして、163ページからの議案第39号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、債務負担行為の変更のみの補正を予定しているものでございます。今後の業務に備えるため、令和6年度中に契約する必要があるものについて、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

以上、認第1号及び議案第36号から議案第39号までの補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することと決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

認第1号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、認第1号は承認することに決しました。

議案第36号は総務文教委員会に、議案第37号から議案第39号に至る3件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26～日程第33〔一括上程〕

議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第15号 大竹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

議案第16号 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第32号 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第26、議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから、日程第33、議案第32号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてに至る8件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 三原尚美 登壇〕

○総務部長（三原尚美） 議案第12号、議案第13号、議案第15号から議案第17号まで、議案第28号、議案第31号及び議案第32号につきまして、一括して提案理由を説明します。

初めに、議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、刑法に規定されている懲役や禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設される改正が行われました。また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律も同日公布され、地方自治法の一部改正により、条例で定めることができる罰則についても同様の改正が行われており、これらの字句を規定している関係条例の一部を改正しようとするものです。附則第1条で、施行日を刑法改正の施行日と合わせ令和7年6月1日とし、附則第2条が

ら第4条で経過措置を規定しています。

続きまして、議案第13号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてです。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和6年6月7日に公布され、そのうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されます。

この改正において、カード代替電磁的記録を定義する規定が追加されたことに伴い、大竹市税条例、大竹市都市計画税条例、大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で引用している条項が条ずれしますので、これらの条例の一部を改正するものです。

本条例は、令和7年4月1日から施行します。

続きまして、議案第15号大竹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてです。

令和6年7月23日に大竹市議会議長から、議員の政務活動費について大竹市特別職報酬等審議会を開催し、審議するよう申入れがありました。これを受け、令和6年11月15日に議員の政務活動費について同審議会に諮問し、令和7年1月24日に答申がありました。

答申内容は、これまで以上に調査研究を積極的に行い、識見を高めていただき、議員活動を充実させてほしいこと。政務活動費を活用した議員活動の成果は、様々な方法で市民に伝えるなどして本市へ還元してほしいこと。政務活動費を活用した研修、出張などは調査・研修報告書を公開するなど、透明性をこれまで以上に確保し、市民が確認できる仕組みを検討してほしいこと。以上、3点の意見を付し、令和7年4月1日から政務活動費の月額を3万円に引き上げることが適当であるというものでした。

このたびの改正は、この答申内容に沿って議員の政務活動費を増額改定し、令和7年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第16号大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてです。

国家公務員において、令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充において、民間労働法制の施行から遅れることなく実施することとされ、勤務時間、休日及び休暇について定めた人事院規則の一部が改正されています。本市もこの改正に準じ、大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大と、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備のため、任命権者が講じるべき措置を規定しています。また、附則で令和7年4月1日からの施行期日と経過措置を規定しています。

続きまして、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてです。

令和6年8月の人事院勧告により、国家公務員において、一般職の職員の給与に関する

法律等の一部を改正する法律が施行され、給料及び各種手当が改正されました。本市もこの改正に準じ、令和6年4月1日に遡及する給料表の改定及び12月支給の期末勤勉手当の改正議案については、令和6年12月定例会で議決をいただいたところです。

このたびは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律のうち、令和7年4月1日以降に施行する給料及び各種手当の改正に準じ、本市の一般職の職員、会計年度任用職員及び企業職員の給料表及び各種手当に関する改正をするものです。

第1条は一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、主な改正内容は5点です。

1点目は、国家公務員の給料表に準じ、本市の一般職の職員の給料表を改定するものです。

2点目は、通勤手当の支給限度額を引き上げ、通勤手当及び単身赴任手当の支給要件を緩和するものです。

3点目は、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を増額するものです。

4点目は、管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大するものです。

5点目は、再任用職員に対し、新たに住居手当を支給するものです。

続きまして第2条は、会計年度任用職員の給料表を一般職の職員の給料表に準じて、第3条は、企業職員の各種手当を一般職の職員に準じて改正するものです。

最後に附則です。第1項で、この条例の施行日を令和7年4月1日とし、第2項から第5項では給料表が改定されることによる職務の級の切り替えに関して規定しています。第6項で、通勤手当等の改正後の規定を改正前に在職していた職員にも適用することを、第7項で、本条例の経過措置に関して規則に委任することを規定しています。

続きまして、議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてです。

令和6年3月定例会において、栗谷町大栗林・小栗林地区における本計画について議決をいただきましたが、今年度実施した実施設計により、マロンの里交流館の修繕や更新に係る事業費の見直しが必要となりました。計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な見直し内容は、労務単価や資材価格の高騰への対応に加え、屋根の防水改修範囲の拡大やキュービクル式高圧受電設備の更新などになります。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里指定管理者の指定についてです。

大竹市マロンの里設置及び管理条例に基づき、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を、令和5年度からは合併後の新組織であるひろしま農業協同組合を指定管理者として指定し、施設の利用促進と地域の振興、活性化に取り組んでまいりました。

指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、施設の設置目的である農村と都市の交流をはじめ、地域製品の販売促進などに取り組みながら、これまで円滑な管理運営を続けてきたひろしま農業協同組合を引き続き指定管理者として指定しようとするものです。

なお、指定管理期間はひろしま農業協同組合の経営移行及び来年度の大規模改修が控えていることから、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間としています。

続きまして、議案第32号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてです。

阿多田かき殻一時堆積場は、大竹市漁業共同利用施設設置及び管理条例に基づき、平成22年度から指定管理者制度を導入しています。当初から阿多田島漁業協同組合を指定管理者として、本施設の維持管理やかき養殖経営の安定化を図ってまいりました。指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、地域の実情を把握し、地元漁業者との円滑な調整が可能な阿多田島に事務所を有する阿多田島漁業協同組合を、引き続き指定管理者として指定しようとするものです。

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としています。

以上で、議案第12号、議案第13号、議案第15号から議案第17号まで、議案第28号、議案第31号及び議案第32号の提案説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

岡議員。

○5番（岡 和明） 議案第15号についての討論ということでよろしいですね。この議案第15号、政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

これは、主な理由は2つあります。この政務活動費引上げの最大の根拠となっているのが、他の自治体と比較して改善の余地があるという主張でした。これは人口規模を無視したもので、そもそも根拠になっていないんです。

政務活動費は、人口が多い都市ほど金額が多くなるのが原則なんです。本市は、市としては人口が最小の部類になります。他の大半の都市と比べて金額が少なくてもおかしくないんです。むしろ3万円に引き上げると、市の人口や面積を考えると、かなりの数の市よりむしろ突出して多くなるんです。恐らくこれには気づいておられないのだと思います。他の自治体と比較しても改善の余地があるという主張は、こういうわけで、残念ながらもう破綻しているんですよ。

2つ目は、同じ公務員でありながら無報酬の民生委員・児童委員や、あるいは図書館職員に代表される会計年度任用職員の低処遇問題というのが、今、目の前にあります。民生委員・児童委員はただ働きです。この市役所内にかなりの数いるはずの非正規公務員、これは官製ワーキングプアと言われていています。今非常に熱い問題の1つになっているというのは、御存じのほうです。

議員は自分の処遇を事実上お手盛りできる、非常に特別な立場にあります。それを自覚して、自分の処遇は後回しにしても、こういう真面目に働いている人たちが報われる社会になるよう、率先して取り組む姿勢を示すべき。これが2つ目の理由です。

○議長（北地範久） 以上でよろしいですか。

他に討論はございませんか。

小田上議員。

○10番（小田上尚典） 私は、議案第15号大竹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

これは、議会では議会のあり方調査研究特別委員会で議論を深めてまいりました。他の自治体との比較ということも確かにしましたけれども、人口規模というところではなく、議員がどれだけの調査研究や、自分の議員としての資質の向上を図ることができるのか、それをどうやって市に還元して市民のために生かすことができるのか、という議論をしてまいりました。

大竹市特別職報酬等審議会の中の議事録をちょっと見せていただきましたけれども、人口規模や他市町の事例を参考にされている部分もございました。ただ、その議事録の中で強く感じたのは、やっぱり他の市町の議員と連携をしたりとか、ほかの事例をしっかりと勉強してきてそれを本市に還元してほしい、そのためには現状の月額1万8,000円ではなかなか難しいのではないだろうか。

僕個人、感じたのは、その議事録を読んでいて、月額1万8,000円で大竹市の市議会議員の活動が制限される、ほかの市議会と比べて置いていかれるような状況というところをすごく危惧していただいているんだというところを感じました。

政務活動費においては、個人的な意見ですけれども、利益だとは思っておりません。市民の方にどれだけ還元できるか、そのための経費であるというふうに考えておりますので、条例は本議会で制定できるということなので、人口規模において金額を決めようという話をしてきた記憶はございません。

そして、提案理由にもございました透明性の確保というのは、全国町村議会の透明性の確保ということで、平成31年2月に持たされております。議員も話をする中で、やはりこのままではいけないよねと。本市においては明細を確認していただくためには、どういう用途で使ったかというような報告はありますが、その中においてどのような研修でどのような所感を得てどのような学びをしてきたのかということは、やはりこちらに足を運んでいただくしかないわけですね。それをホームページ上で公開するべきなのではないかという声も議員の中でもあります。そのあたりは、今後議会内でしっかりと検討していった透明性を高める、これは確実にやっていかないといけないことだと思っております。

ですので、私たち議員の個人の利益を追求した議案ではないだろうというふうに思いますし、これを機会にして我々議員がまた襟を正して、しっかりと頑張っていけないといけないという思いをさせていただき議案でございます。なので、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（北地範久） 他に討論はございませんか。

○5番（岡 和明） 私が答えましょう。

○議長（北地範久） 討論は1回ですので、御遠慮願います。

他に討論はございませんか。

豊川議員。

○3番（豊川和也） すみません、私は反対の立場から討論させていただきたいんですけれども、今、大竹市議会の議員の質がとても低いと私は感じております。私も含めてなんですけれども。ある新人議員の発言で言わせてもらえば、私がおとし大竹市議会の議員にならせていただいて、研修会があったときに、とある新人議員の発言なんですけれども、議会は何時から開くんですかというふうに質問されるわけですよ。私すごく、もう本当に涙が出るぐらいちょっと悔しかったような気がします。

あと、一般質問に関しても、大竹市議会は定例会が年4回あって、議員全員が一般質問できるのにもかかわらず一般質問をしない議員もいます。そのような議員の政務活動費を上げてくれということ自体が、私は難しいと思います。

大竹市特別職報酬等審議会でも、私も議事録をちょっと読ませていただきましたけれども、そういう一般質問をしない議員がいるという話合いもされていなかったもので、そのあたりは私が言わせていただきます。

ということで、私は反対の立場で討論させていただきました。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 他に討論はございませんか。

日域議員。

○13番（日域 究） 同じ会派である場合、全く同じことを言わなくちゃいけないという規則はありませんよね。今の何名かの討論といたしますかお考えを聞いていまして、私の意見とすれば、消極的賛成です。上げることが悪いことだとは思いません。

いろんな問題がありますけれども、言われたことをちゃんとこなすのが仕事という役割と、今からすることを決めなくちゃいけないという役割があるんですね。市長の役割と議員の役割は、ある意味、今からのことを決める役割ですよ。職員は言われたことをきちんとこなす仕事ですね。これを比較はできません。だから職員は正当な給与が当然あるべきですけれども、リーダーというか新たなことを決める立場の者とすれば、本来、正当な報酬というものはないと思います。ただでもいいんですよ。逆に言えば、多くてもいいんですよ。

その考え方はもっと自由であるべきであって、もっと調査研究したかったら、予算がついていて、それはうれしいと思います。もちろん要らない人は申請しなければいいわけですから、そのところをどう考えるかでありますけれども、言われたことを真面目にこなす従業員の立場ではないということです。これから先をどうするかということを考えて

いかなければいけないですよ。

それがなければ、幾ら真面目に仕事をして、市長もそうでしょうし議員もそうでしょうけれども、こつこつ真面目にやる仕事ではないですよ、先を見通す仕事ですから。だから報酬というのは非常になじまないところがありますけれども、このぐらいのものがいいのではないかと。だから消極的賛成と言わせていただきました。

役割を自覚してほしいとは思いますが。大竹市特別職報酬等審議会の意見も、私はそうだと思います。ちゃんともっと調べるなら調べる、考えるなら考えて、それをもっと報告しろと、そういうふうには読みました。

以上です。

○議長（北地範久） 賛成ということでよろしいですかね。

他に討論ございませんか。

末広議員。

○7番（末広天佑） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど反対のところであったところは、政務活動費に直接は関係ないのかなと思います。政務活動費を増やして活動を充実させてほしい、それを市民に還元していただきたいという思いが大竹市特別職報酬等審議会の中で話されたと思うので、それを評価するのは市民です。それは選挙に返ってくる話だと思いますので、支出どうこうをここで話して報酬に話をつなげるのはおかしいのかなと思います。

ほかの賛成討論もありましたとおり、活動を充実していくということは、私たち議員にとってこれからさらに強めていかなければいけないことだと思います。今回この政務活動費を上げていただくというところで、襟を正して活動して行って市民に還元していくことを念じて、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（北地範久） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第15号を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（北地範久） 起立多数により、本件は原案のとおり可決されました。

議案第12号及び議案第13号の2件並びに議案第16号から議案第32号に至る5件の全7件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第18号 大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第34、議案第18号大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 佐伯和規 登壇〕

○市民生活部長（佐伯和規） 議案第18号、大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和6年12月定例会において議決をいただきました大竹市税条例の一部を改正する条例における規定の一部に誤りがあることが判明しましたので、改めて本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正しようとする条文は、附則第3条の4を削るとの規定でございます。この削るとした場合、本来であれば次条である附則第3条の5を1条繰り上げ、附則第3条の4とすべきところでございました。

一方で、附則において附則第3条の5を引用している規定が多数あり、本条を繰り上げると引用している他の規定の改正が必要になるなど影響が大きいことから、附則第3条の4を削るの規定を附則第3条の4削除とし、附則第3条の5を繰り上げる必要がないよう改めるものでございます。

施行日は公布の日からといたします。

なお、附則第3条の4の改正規定は、改正前の条例附則において公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するとされていますが、現在、国において法律の施行日を含め、施行準備に向けた検討がなされている段階であり、今回の条例改正による影響はございません。

このたびは、条例改正に関して重ねての審議となることについて、誠に申し訳ございませんが、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第18号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35～日程第42〔一括上程〕

議案第19号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第20号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第21号 大竹市子ども医療費助成条例の一部改正について

議案第22号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第23号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第24号 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の

一部改正について

議案第 2 5 号 大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について

議案第 2 9 号 介護報酬返還金に係る債権の放棄について

○議長（北地範久） 日程第35、議案第19号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第42、議案第29号介護保険返還金に係る債権の放棄についてに至る8件を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 中村一誠 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（中村一誠） 議案第19号から議案第25号まで及び議案第29号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第19号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難である場合の要件及び経過措置期間の延長について改正が行われました。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により栄養士法が改正され、これまで管理栄養士の国家試験は栄養士の免許を取得した者でなければ受けることができなかったところ、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許を取得しなくても管理栄養士になることが可能となり、栄養士の配置等を求める国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正をされました。

本議案はこれらの改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、第6条第2項において、家庭的保育事業等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、家庭的保育事業等が保育内容支援協力者を適切に確保すること、家庭的保育事業等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることなどの要件の全てを満たすことを認めるときは、保育内容支援に係る連携施設を確保しないことができる旨を規定をいたしました。

次に、同条第4項において、家庭的保育事業等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合についても、家庭的保育事業等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること及び代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること、市長が家庭的保育事業等による代替保育連携協力者の確保の推進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であることなどの要件のいずれかを満たすと認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができるものである旨を規定し、適用除外の要件を緩和をいたしております。

次に、第16条第1項第2号において、家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等以外の場所で調理し搬入する方法により行う際に求めております栄養士による必要な配慮についてを、栄養士または管理栄養士による必要な配慮に改めるものでございます。

また、附則第4号において連携施設に関する経過措置期間を施行日から起算して10年としておりましたが、これを5年間延長し、施行日から起算して15年といたしました。

なお、本条例の施行日は令和7年4月1日としております。

次に、議案第20号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

先ほどと同じく、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援事業等の運営に関する基準が改正され、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の要件の見直し、経過措置の延長について、先ほど説明いたしました議案第19号と同様の改正が行われたものでございます。

主な改正内容でございますが、第42条第2項及び第4項において、特定地域型保育事業者による保育内容支援及び代替保育に係る連携施設を確保しないことができる要件について、先ほどの条例改正と同様の改正を行うとともに、附則第5条につきましても連携施設に関する経過措置期間を5年間延長し、施行日から起算して15年といたしました。

本条例の施行日は、議案第19号と同様に令和7年4月1日としています。

続きまして、議案第21号大竹市子ども医療費助成条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

子ども医療費助成につきましては、これまで医療費の一部を御負担いただいていたところでございます。しかしながら、子ども・子育て支援計画におけるニーズ調査や全国的な子ども医療費助成の傾向、昨今の物価上昇などを踏まえ、このたび県内市レベルでは初めて、そして、町を含めた23市町では神石高原町に次いで2番目に、満18歳に達する日以後最初の3月末までの子ども医療費の無償化へかじを切ることといたしました。

子ども医療費の無償化により子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、大竹市まちづくり基本構想に掲げる「未来にあふれる8つの幸せ」の1つである「子どもが健やかに育つ幸せ」の実現、ひいては、先ほどの市長の説明にもございましたが、県内トップクラスの子育て支援に向けて取り組むものでございます。

本条例の改正点でございますが、子供に係る医療費の助成範囲を自己負担部分の一部から自己負担部分の全部とし、子育て世代の経済的負担の軽減を図るものでございます。

附則でございますが、施行日を令和7年10月1日とし、経過措置として施行日より前に受けた療養の給付等については従前の例によることとしております。

続きまして、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年12月27日閣議決定された令和7年度税制改正の大綱及び国民健康保険施行令の一部改正により国民健康保険税の課税限度額等が改正されたことに伴い、大竹

市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は2点ございます。

まず1点目は、国民健康保険料の賦課限度額を3万円引き上げるものでございます。基礎分・後期高齢者支援金分・介護納付金分のうち、基礎分を65万円から66万円に、そして高齢者支援金分を24万円から26万円に引き上げるもので、これにより保険料の賦課限度額は109万円となります。

2点目は、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち5割軽減と2割軽減対象者について、軽減算定に用いる被保険者数に乘じる額を、5割軽減につきましては29万5,000円を30万5,000円に、2割軽減につきましては54万5,000円を56万円に引き上げるものでございます。

最後に附則でございますが、施行日を令和7年4月1日としております。

続きまして、議案第23号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により栄養士法が改正され、これまで管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後は管理栄養士養成施設の卒業者については、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士になることが可能となりました。

このことにより、栄養士の配置を求めている国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、国の基準に従い定めております大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第151条第13項の栄養士を、栄養士もしくは管理栄養士とするものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日としています。

続きまして、議案第24号大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

このたびの条例改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令により、地域包括支援センターの人員配置基準が柔軟化されたため、本条例を改正しようとするものでございます。

介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、柔軟な対応ができるよう見直しが行われ、条例第2条第1項では、現行の当該職員の員数について、第1号被保険者の数に応じて、または地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法によることを可能といたしました。

同条第2項では、第1項の規定にかかわらず地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数

を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一の地域包括支援センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとしたしました。この場合において、質の担保の観点から、当該一の地域包括支援センターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととなります。

また、第2条に新たな項を追加したため項ずれが生じていますので、その部分を修正しております。

最後に附則でございますが、第1項で施行日を公布の日としております。

附則第2項は、大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例が本条例第2条を引用しておりましたが、設置規定は大竹市附属機関設置に関する条例となっておりますので、こちらに改めるものでございます。

続きまして、議案第25号大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

感染症の流行による患者急増に備えて、所定の診療時間を超えた対応が必要と認める場合に診療可能とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

現行の条例では、第4条で診療時間午前9時から午後5時までと定めているため、今後感染症の流行による患者急増に備えて、市長が特に必要があると認めるときはこれを変更することができる旨の規定を設けるものでございます。

この条例の施行日は公布の日としております。

続きまして、議案第29号介護報酬返還金に係る債権の放棄について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、本議案において放棄しようとする債権について御説明いたします。

廿日市市で事業を行っておりました議案に記載の歯科クリニックの代表者が、平成20年3月から平成23年1月の間、歯科衛生士が配置されていないにもかかわらず歯科衛生士による居宅療養管理指導費として介護報酬を不正に請求し、受領していたものでございます。

本市での不正請求額は18万5,850円でございます。こちらに介護保険法第22条第3項に規定しております不正請求額の40%に当たる加算金7万4,340円を加えた26万190円を、平成23年6月に債務者に対して納付を求めましたが、期日までに納付はございませんでした。その後、8月に督促を行いました。納付がなかったため、平成24年9月に広島県国民健康保険団体連合会に対し、事業者への診療報酬を差し押さえる手続を行い、平成20年度改正後の介護保険法の公法上の債権である平成21年5月以降分の15万4,350円を回収いたしました。しかし、平成25年6月に債務者と連絡が取れなくなり、現在に至るまで所在不明となっている状況でございます。

平成21年4月以前分である10万5,840円に関しましては、公法上の債権ではなく民事上の債権という取扱いとなりますが、時効の完成条件として、地方自治法第236条第1項の時効期間5年及び同条第2項の規定により民法第145条を適用し、債務者の時効の援用が条件となります。

本議案につきまして、地方自治法第236条第1項の時効期間5年は満了しておりますが、

債務者が所在不明となっており連絡を取ることができないことに加え、時効の援用が行われた時点で債権回収が不可能となるなど、今後の徴収が見込めないため、介護報酬返還金に係る支払請求権を放棄しようとするものでございます。

以上で、議案第19号から議案第25号まで及び議案第29号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第19号から議案第29号に至る8件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第43 議案第26号 大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第43、議案第26号大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長兼予防課長 小田明博 登壇〕

○消防長兼予防課長（小田明博） 議案第26号大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例は、消防組織法第25条の規定に基づいて、非常勤の消防団員の退職報償金の支給等について規定するものですが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、本条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、本条例の別表の退職報償金支給額表に規定する消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分を追加するものでございます。

この条例の施行日は、令和7年4月1日から適用いたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第26号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第26号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第44～日程第45〔一括上程〕

議案第27号 大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について

議案第34号 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第44、議案第27号大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について及び日程第45号、議案第34号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についての2件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） 議案第27号及び議案第34号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第27号大竹市視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

大竹市視聴覚ライブラリー条例を廃止しようとするものでございます。視聴覚ライブラリーは、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ることを目的とし、昭和56年3月に設置され、視聴覚教育支援や映画鑑賞会開催のため、16ミリフィルムなどの映像と音響に関する機材、教材の貸出しなどを行っております。

しかしながら、近年のデジタル映像関連コンテンツなどの発展は目覚ましく、個人でも手軽に映像を活用できる社会状況となっております。また、学校教育においてもタブレット端末などの視聴覚手段が教育に活用されるなど、視聴覚教育の在り方が大きく変わり、平成22年度以降、利用実績がございません。

このようなことから、視聴覚ライブラリーは開設当初の設置目的は達成された状況にあると考えられるため、条例を廃止しようとするものです。

次に、議案第34号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

大竹市手すき和紙作業所は、大竹市の伝統文化である手すき和紙の製造技術を後世に継承していくための施設として平成7年度に開設をし、おおたけ手すき和紙保存会に業務委託し、管理してまいりました。さらに、令和元年度から令和6年度までの6年間は、おおたけ手すき和紙保存会を指定管理者として指定し、業務に関する協定を締結し、施設を管理運営しております。

引き続きおおたけ手すき和紙保存会を指定管理者に指定することで、これまでの管理実績及び自主的活動等の経験を生かした、効果的で発展的な施設運営が図れるものと考えております。

指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

以上、議案第27号及び議案第34号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第27号及び議案第34号の2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第46 議案第40号 令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（北地範久） 日程第46、議案第40号令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） 議案第40号の下水道事業会計の補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、下水道事業会計の継続費で設定しておりました大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務について、事業期間を令和7年度まで延長するものでございます。

大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務につきましては、下水道事業団に委託して実施しておりますが、発注する工事において入札の不調・不落などがあり、令和6年度中の完成は困難となったものでございます。

以上、議案第40号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第40号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月9日までの6日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知いたします。今後の委員会等の開催について、それぞれ委員長から通知を受けておりますが、本日13時から総務文教委員会、その後終了後、同政策研究会、3月4日午前10時から生活環境委員会、その終了後、順次同協議会及び政策研究会、3月5日午前10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、順次小方まちづくり特別委員会及び議会のあり方調査研究特別委員会となっております。書面による通知はいたしません。お含みのうえ、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

3月10日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による通知はいたしませんので、御参集をよろしくをお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時49分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月3日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 藤 川 和 弘

大竹市議会議員 中 川 智 之